（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条　法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ　埋立処分は、次のように行うこと。

(1)　（略）

(2)　特定一般廃棄物の埋立処分の場所（以下この条及び第三十三条において単に「埋立地」という。）のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3)　（略）

ロ～ニ　（略）

（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、次によること。

イ　特定一般廃棄物の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

(1)　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ロ　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

(1)　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあっては、次によること。

イ～ハ　（略）

ニ　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ　（略）

（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条　法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ　埋立処分は、次のように行うこと。

(1)　（略）

(2)　埋立地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3)　（略）

ロ～ニ　（略）

（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、次によること。

イ　処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

(1)　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ロ　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

(1)　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあっては、次によること。

イ～ハ　（略）

ニ　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ　（略）